

上野原市告示第45号

上野原市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

上野原市長 村上 信行

上野原市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示

上野原市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱（平成26年上野原市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は対象としない」を「当該接種に相当する接種を受けたことのある者で、当該接種を行う必要がないと認められるものを除く」に改める。

第5条第1項中「4,000円」を「6,000円」に改め、同条第2項ただし書中「とし、上限を8,200円」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。